

市役所開庁時間の変更に伴う重要事項説明書等の変更対応 について

令和 8 年 6 月 1 日から、安城市役所の開庁時間に変更され、1 時間 4 5 分短縮することとなりました。

これに伴い、各事業所で使用している重要事項説明書等の書類において、安城市役所の開庁時間を記載している場合（苦情相談窓口等）につきましては、令和 8 年 6 月 1 日から変更していただくようお願いいたします。

変更前 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

変更後 午前 9 時から午後 4 時まで